3　育成就労実施者の変更

育成就労実施者の変更は、やむを得ない事情がある場合（※１）を除き、育成就労外国人が従事すべき業務の分野において定められた転籍制限期間（※２）並びに技能及び日本語能力の要件を満たしており、かつ、優良な育成就労実施者が育成就労外国人の受入れを希望する場合に可能となります。

※１　育成就労実施者の経営上・事業上の都合、育成就労認定の取消し、育成就労実施者における労使間の諸問題、育成就労実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の育成就労実施者の下で育成就労を続けさせることが、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による育成就労先の変更の場合が該当します。

※２　育成就労実施者が業務の分野において定められた転籍制限期間より短い転籍制限期限を定めている場合があります。詳細は、雇用契約書及び雇用条件書を確認してください。

4　石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務への従事について

□ 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することはありません。

□ 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがあります。

↳ 留意点や補償制度等については、別紙「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について」のとおりです。

5　個人情報の提供に係る同意について

育成就労制度の適正な運用を図るため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金へ当該外国人の在留情報（個人情報を含む。）を提供することについて、当該外国人の同意を得ること

□ 同意した

6　その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

以上の内容について説明しました。

年　　月　　日

説明者の氏名

（申請者（育成就労実施者）との関係　　）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年　　月　　日

育成就労外国人になろうとする者／育成就労外国人の署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式（第１条関係）
（別紙）

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について

1　石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点について

あなたは今回の育成就労において、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがありますが、育成就労実施者は、あなたに健康障害を発生させないための措置を講ずるほか、あなたの健康管理のための健康診断を実施する義務があります。

あなたは、自身の健康障害を防止するため、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなど、ルールを守って育成就労を行うほか、育成就労実施者が実施する健康診断を受ける義務があります。

育成就労の申込みは、これらの内容について十分に理解した上で決定してください。

2　労災保険給付について

石綿にばく露することによって、将来、肺がんや中皮腫等の疾病を発症する可能性があります。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。

なお、労災保険給付については、あなたが母国に帰国した場合であっても請求することができます。

以上の内容について説明しました。

年　　月　　日

説明者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（申請者（育成就労実施者）との関係　　）

以上の内容について、上記の説明者から説明を受け、その内容を十分理解しました。

年　　月　　日

育成就労外国人になろうとする者／育成就労外国人の署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿